人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月二十五日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文（平成十九年六月十四日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十二日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
カトマンズ―バクタプール間道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月十七日付け）	平成二十三年三月三日	平成二十三年四月三十日（平成二十一年度分）
カトマンズ―バクタプール間道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月十七日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
ファイサラバード上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月二十三日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十四年三月三十一日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関するバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（平成十九年六月十二日付け）	平成二十三年二月二十七日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関するバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十五日付け）	平成二十三年二月二十七日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関するフィリピン共和国政府との間の交換公文（平成十九年七月二日付け）	平成二十三年三月十一日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関するフィリピン共和国政府との間の交換公文（平成二十年十月十三日付け）	平成二十三年三月十一日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
パンパンガ河及びアグノ河洪水予警報システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文（平成二十年十月十三日付け）	平成二十三年三月十四日	平成二十三年四月三十日
人材育成奨学計画のための贈与に関するミャンマー連邦政府との間の交換公文（平成十九年六月二十八日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関するミャンマー連邦政府との間の交換公文（平成二十年七月四日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文（平成十九年四月二十日付け）	平成二十三年二月十八日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文（平成十九年五月十六日付け）	平成二十三年二月二十二日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
モラ橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月五日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十四年三月三十一日（平成二十一年度分）
モラ橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月五日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十四年三月三十一日（平成二十二年度分）

○財務省・農林水産省告示第十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分三厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分四厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分三厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分四厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県東御市新張（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）